平成26年度第11回(第13回)3市共同資源物処理施設整備地域連絡協議会会議録

- 〇日 時 平成27年3月14日(土)午後7時~9時10分
- ○場 所 東大和市桜が丘市民センター 集会室

○委員

(1) 自治会・マンション管理組合等 以下のとおり(17名)

自治会・管理組合名	代表者	専任者
プラウド地区自治会	安藤 (代理)	安藤 (代理)
栄一丁目自治会	_	町田雄治
栄三丁目自治会	田中正明	_
末広二丁目睦会	吉田 睿郎	_
新海道自治会	清水 勉	_
日神パレステージ東大和桜が丘管理組合	_	後藤隆康
グランステイツ玉川上水管理組合	_	深澤正郎
クロスフォート玉川上水管理組合	_	山崎 武
グランドメゾン玉川上水ウエストスクエア管理組合	_	坂本長生
グランドメゾン玉川上水センタースクエア管理組合	村上 (代理)	森口恵美子
グランドメゾン玉川上水イーストスクエア管理組合	小川昌平	相内 章
グランドメゾン玉川上水ノーススクエア管理組合	邑上良一	野々部宏司
グランスイート玉川上水管理組合	_	斉藤理憲

(2) 3市・衛生組合 以下のとおり

区	分	出 席 者
	小 平 市	細谷ごみ減量対策課長
 組 織 市	東大和市	松本ごみ対策課長
武蔵村山市	+ 本村山古	佐野生活環境部廃棄物・下水道担当部長兼環境課長事
	以殿刊山川	務取扱
小平・村山・	大和衛生組合	木村計画課長・片山事務局参事

○事務局

	######################################
小半・村山・大和衛生組合	菅家計画課主査・里見計画課主査

○出席者

区	分	出席者
組織市	小 平 市	岡村環境部長
	東大和市	田口環境部長
	武蔵村山市	(佐野生活環境部廃棄物・下水道担当部長兼環境課長 事務取扱)
小平・村山・	大和衛生組合	村上事務局長

※武蔵村山市佐野生活環境部廃棄物・下水道担当部長は環境課長を兼務。

【会 議 内 容】

【邑上会長】

それでは、時刻になりましたので、本日の協議会を始めたいと思います。 まずは事務局のほうからお願いします。

【木村課長】

本日はお忙しい中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。本日の内容でございますが、スケジュールについて、施設見学会について、勉強会について、施設の姿についてということで行う予定でございます。2つ目の施設見学会についてなんですが、委員の方からつくっていただいた資料に基づいてご説明をする予定でございましたが、本日急遽、委員の方が欠席となりまして、ぜひ次回4月に説明をしたいということでございましたので、施設見学会については次回に回させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それと、本日の配付資料でございます。次第の中にも記載してございます。「3市共同資源化事業・施設建設スケジュール(平成27年3月現在・案)」、「化学物質に関する勉強会の開催結果について(報告)」、「化学物質の比重(対空気比)調」、「多摩地域26市域における焼却施設」、「3市共同資源物処理施設整備地域連絡協議会開催日程(案)」、最後に「3市共同資源物処理施設生活環境影響調査の現況調査について」となっております。もしない場合には事務局のほうまでお知らせをお願いいたします。

また、前回の会議録を配付させていただいておりますが、訂正等ございますでしょうか。 よろしいでしょうか。

それでは、この内容でホームページ等に掲載させていただきます。

それでは、進行に当たりまして、連絡とお願いをさせていただきます。会議の終了時間は8時45分を予定しております。ご発言いただく場合には、会議録作成の関係もありますので、お名前の後にご発言をいただきますようお願いいたします。また、会議録の関係でマイクをお渡しいたしますので、発言される場合にはマイクが来るまでしばらくお待ちいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。それから、本日も各市担当部長が出席をしておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

【片山参事】

それでは、次第に従いまして、説明をさせていただきます。

まず、スケジュールについてというところでございます。このスケジュールにつきましては、前回お示ししたところ、大ざっぱ過ぎてよくわからないというご指摘をいただきました。それから、マイルストーンといいますか、キーになる、ポイントになるところが落とし込んでいないので、そこを落とし込むようにというご意見もいただきました。そこで、つくってきたものでございます。

ちょっと画面も小さいので、お手元の資料とあわせて見ていただきたいんですが、簡単に ご説明をいたします。

まず、キーとなる部分ですけれども、一つは、一番上のところに「循環型社会形成推進交付金申請手続き」というのがございます。これまでもご説明しているとおり、私どもで行っている事業は、この国の交付金をもらいながら進めていく事業でございます。まずここを説明いたしますが、既に終わっておりますけれども、3市共同資源化事業の基本構想について、3市4団体が合意いたしました。それに基づきまして、先日回覧用のものをお配りしましたけれども、地域計画を提出したというところですね。今、国の審査が行われておりますけれども、予定では3月末、今年度末に国による計画承認がおりるだろうと。その後、内示をいただいて、事業が本格的にスタートすると。こんな形になります。

その後、私どもでは、ごみ焼却施設。今、「地域計画(第1期)提出」と書いてございますけれども、この地域計画には焼却施設のことが載っておりません。上流側である資源物処理施設、それから不燃・粗大ごみ処理施設の方向が定まりましたので、今月末までに私どもから、ごみ焼却施設の更新をどうしていこうかという提案図書を作成する予定でございまして、それに基づきまして、合意が整えば、この時期に、平成27年度に変更手続をして、ごみ焼却施設の内容を加えたいと、このように考えてございます。期間は5年で地域計画は策定するようになってございますので、平成27、28、29、30、31年度ということで事業を進めまして、第2期の地域計画を平成31年度に提出する予定です。今の予定ですと、平成31年度までにごみ焼却施設の更新は終了いたしませんので、この後また5年間の地域計画を提出すると、このような予定になってございます。

さて、皆様方に今ご説明を申し上げている3市共同資源物処理施設でございます。仕事の 内容を説明いたしますけれども、既にご承知いただいている生活環境影響調査現況調査、これは今日この後すぐ説明をいたしますが、こちらの仕事があります。まず、環境影響を考える上で、皆様の今の生活環境がどのような状態にあるのか、この調査を行います。

それから、施設整備実施計画ということで、具体的に基本設計、設備機器の配置、それか

ら、今、生活環境影響調査のところで申し上げましたけれども、現況はどうなっていて、将 来どうなるかという予測をするわけですが、実際にどの程度発生するであろうか、発生した ものがどのぐらい抑制できるであろうか、そんな試験もこの中でやってみようかなと思っ ています。これは会長からも、そういう意見、それをしないとわからないよねというご指摘 をいただいておりますので、この中で対応できたらと思っております。

それから、生活環境影響調査の本番でございます。今申し上げました現況調査については、この協議会もそうですけれども、準備会もそうです、説明会もそうです、これまで皆様方からいただいた意見をもとに、単費といいますか、独自に行うものです。4団体で合意した内容について行うものです。それから、実施計画、生活環境影響調査、この内容については交付金の対象事業となってございます。生活環境影響調査については、もちろん、現況調査の結果と実施計画で行う試験の結果を踏まえまして予測評価をして、報告書を取りまとめたいと考えてございます。

その次に来ますのは、都市計画決定手続でございます。生活環境影響調査が終わりました ら、その後、都市計画決定手続に着手をお願いする予定でございます。

その後、工事発注準備ということで、この実施計画に基づいて、施設の仕様とかメーカーをどういうところでお願いできそうかとか、そういう検討を行いまして、最終的には発注仕様書をつくります。そこまでの仕事をします。

それから、その後、入札・仮契約・本契約ということで、公共事業ですから入札を行いまして、落札業者と仮契約を結んで、その後、星印になりますかね、組合議会の議決をいただいて、本契約という形になりまして、前回ご説明いたしましたけれども、設計付き施工契約でございまして、ここから実施設計が始まります。詳細の、例えばドアの位置とか、デザインですとか、色をどうするかとか、そういう細かいところをここで実施設計が入り、その後、工事に入ってまいります。工事に入るまでには、生活環境影響調査の報告書が、施設の設置届というのが必要なんですけれども、ごみ処理施設を設置する場合には設置届を出さなくてはいけないんですが、それに添付するように決められております。

それから、建築確認申請には都市計画決定手続の位置決定がされているよというところ を説明しなくてはなりません。「添付」と書いてありますが、そういう内容を添えて確認申 請を行います。

その後、申請がおりてから建設工事をして、できれば平成29年度から入りまして、平成30年度の終わり、平成31年の2月ごろをめどに工事を終わらせて、本格稼働に入りたい

と、こんな予定を組んでございます。

それから、皆様とのかかわり方なんですけれども、「住民説明・住民協議」と書いてございます一番下の行から3段上でございますけれども、地域連絡協議会ということで、計画段階、こちらの協議はもう一段落しておりまして、今、着工段階の協議、これから建設段階の協議、そして、できますれば運営段階ですね。日ごろの運営についてご報告申し上げたり、皆様との意見交換をする場として、この協議会を、この施設がある限り続けていきたいと考えているところでございます。

以上が前回の宿題でございますスケジュールの説明でございます。ここで一回ご質問を 受けたいと思います。

【邑上会長】

ありがとうございました。今の説明について質問をお受けしたいと思いますが、私に最初 1点、いいですか。聞き漏らしたようなので。一番上の申請手続の中で、計画の変更の提出 をするというのが平成27年度の11月ぐらいに線が入っていると思うんですけれども、 これは焼却施設の内容を盛り込むという話でしたか。

【片山参事】

はい、そのとおりです。

【邑上会長】

そうすると、これ、この時期までにごみ焼却施設の何かが終わるというか、何かできるんですか。何ができると、ここに提出がされるんですか。何がされるのか、ちょっとわからないんですが。

【片山参事】

ごみ焼却施設につきましては、中島町の今ある土地に、それを基本に今、更新の方法を検討しております。もうほぼ報告書はまとまっておりますけれども、いずれにいたしましても、大きな巨額な予算を使うということ、それから、他市にごみ処理を依頼したりするというような内容もございまして、私ども組合だけでは決めかねるということで、組織市と調整しながら決めていこうということで、この報告書を提案書という形で組織市と私ども4団体で協議をして、方向を定めたいと考えてございます。早ければ、この予定どおり、平成27年度に方向が固まればその方向で地域計画のほうに盛り込んで、国の交付金を受けて、平成28年度から着手したいと、こんな予定で考えています。

【邑上会長】

はい。ありがとうございます。

それでは、今、説明だけなので、ちょっと考える時間が要るかもしれませんけど、今さっきの私みたいにちょっとした質問でもいいと思いますので、まず質問がある方、挙手をしていただければと思います。

【森口専任者】

森口です。質問じゃなくて、前回のことの意見もあるんですが、尾崎利一議員の一般質問の答弁で、環境影響調査、ここに載っているスケジュールには一定の理解をいただいていると認識しているという答弁が松本さんのほうからありました。確かに定量的な数値のデータをとることには異議の声はなかったですけれど、協議会の当初から今まで何度も協議会の席で平行になった想定地の選定、施設の必要性という、そもそも論を今後協議会の一環としてやっていこうという話があったので、それとは別に、例えば環境影響調査のことでも私たちはもめないで進めてきました。ところが、いざそもそも論をするとなったのが2月8日なんですが、組合はそもそも論の始まりは要綱から外れるので連絡協議会の下部組織としては認められないとしたと、邑上会長から報告がありました。認めないのであれば、今までここで何回ももめているときにその話はここではやらないということをはっきり言っていただければ、私たちもそういうつもりでいたし、組合は、させる気もないそもそも論をするということで、その場で口論になった平行線になった話を切り上げてきた、委員たちを利用して協議会をそこまで進めてきたということだと思います。

その上で、環境影響調査については、前回の協議会で片山参事から、都市計画決定に入る前にしっかり住民説明をするように東大和から指導を受けている、定量的なデータが足りないという指摘は受けているので、アセスの説明をもってそれにかえさせていただこうと思っているという発言がありましたが、環境影響調査がこういう代替のようなものに使われ方をすると知っていれば、環境影響調査への異議の意見も出てきたことと思いますし、片山参事のこの発言を了解することはできません。何かにつけて定量的なデータが足りないということだけが住民からの意見として使われていますが、それ以上の意見が、想定地決定についてやコスト、施設の必要性が問われているということを置き去りのまま、建設設計の強行はやめてください。施設の姿についても、今これから、この表の中でしゅん工段階、計画段階ということで私たちに求められていくと思いますけれど、当団体は施設建設そのものに反対ですし、定量的データだけが提示されても建設について理解も承諾もできません。

当然ですが、この連絡協議会では当団体の理解はあり得ないということを東大和市には 認識していただきたいと思います。ほかの団体の方もこういうことになるんであったらば 環境影響調査も賛成しなかった方もあると思いますし、何か適当に、そのとき私たちがもめ ていることがその場でおさまればいいということで、そもそも論を後でやりましょうとい うのを、皆さん黙って黙認してきたわけですよ。その上で進めてきたことがこういう形で答 弁されていたりするということは、とても不愉快ですし、信用ができないことの一つだと思 います。

済みません。意見として言わさせていただきました。

【小川代表者】

イーストスクエアの小川です。今、森口さんが言われたことは当然のことだと思います。 私もそういう立場で参加してきましたし、ここにスケジュールというのが出ていますけれ ども、まず、そもそも論から言いますと、前、勉強会の後、そもそも論で行政側と議論しま しょうということになって、私は集まりました。ところが、行政側は一人も参加なされませ んでした。邑上会長のお話によれば、建設ありきなので、そこには参加できないという話だ ったんですけれども、今、連絡協議会でやっていることと、また、そもそも論はそもそも論 で、やらなきゃいけないと思いますよ。ここに申請書も出したとおっしゃっていますけれど も、まず周辺住民の理解を得た上でやらなきゃいけないということはもうずっと以前から 言われていたことだし、尾崎市長も、何が何でもやるものじゃないと、そうはっきり申し上 げていますよ。それなのに、地域連絡協議会で一回も建設ありきで討論していません、私も。 まず最初から出発点が違いますので。だから、こんなスケジュールを出されても、もう強引 に進めていくということしか思いません。

一つ一つがクリアされてきて今まで来たわけじゃないんですよ。だから、ここにスケジュールがありますけれども、全然納得いかないですよね。私も市議会の傍聴に行きましたけれども、何か地域連絡協議会がうまくいって説明しているような環境部長の答弁もあります。生活環境影響調査をしています、会議をやっています、それだけですよ。これが行政側に、市長にちゃんと、地域連絡協議会でこんな反対が多いのに、どういうふうに報告されているのか、私はさっぱりわかりません。だから私は、このスケジュールじゃなくて、そもそも論からもう一回やるべきだと思います。建設する合理的な理由が一つもありません。また、施設のいろんな見学会に行きました。十何人行って見学してきました。何かそれでみんなが納得したような感じでやっていますけれども、そうじゃないと思います。だから私は、環境省

に対する申請書なんかも取り下げるべきだと考えています。スケジュールに対しては、到底、 納得いきません。

以上です。

【森口専任者】

済みません、森口です。続けます。建設に反対の立場の団体がこの協議会に参加しているのは、26年の1月27日の準備会の「(仮称)連絡協議会に向けての考え方」の説明で、片山参事が、7として、「意見を言う場はあるのか」「ええ、この協議会とは別に私はこれを言いたいという意見もありまして、そういう場があるんですかというお話がありました。施設周辺住民のご意見なんかは今回設置をお願いする協議会の中で伺いたいと考えてございます。それぞれの団体の意見などは集約していただき、代表者から伺いたいというのが私たちの考え方です」と発言しています。ですので、この協議会に私たちが出たくなくても、この協議会が任意の協議会としながらも、この協議会へ参加する団体が全体の半数を割ろうと設立させるということを言われていますので、この協議会に参加しなければ、参加した団体の意見で建てます、意見は協議会で言えと言われて、ここに私たちは座っているわけです。1月の協議会では、準備会で、この協議でしか発言を言う場がないと言われて参加しているという私の話に、片山さんは、そんなことはない、個別に話は聞くという趣旨で回答されていましたが、要録からは省かれていましたが、録音で確認しました。その場しのぎで過去の会話を塗りかえることはやめていただきたいとお願いします。

【片山参事】

ご意見として伺うということであれですけれども、この要綱をつくるときに、その議論はたくさんさせていただいたと思うんですね。去年の8月に、3市市長、私どもの管理者で、つくらせていただくということを宣言して、その合意に基づいて私どもはこの仕事を進めています。ですから、今のこの会議の中では、そもそも論はちょっとなじまない、要綱上もなじまないということになってございまして、それは別に任意の会をつくっていただく。先日も勉強会が終わった後、会議を開かれていましたけれども、そういう会議を開いていただいて、呼んでいただければ伺うというお話をして、私どもは待機をしておりました。でも、皆さんの中での話のほうがよかったんだろうということで、お呼びはかかりませんでしたので、お伺いはしませんでした。

そもそも論の議論についてはそれぞれ議論していただいて、必要であれば呼んでいただければ説明をさせていただきます。ただ、この協議会については、建設する施設について皆

様と連絡調整を図っていく、そういう会ということで要綱ができていますので、その辺は、 ご意見はいただきますけれども、ご理解をお願いしたいと思っています。

【森口専任者】

森口です。でしたらば、今までみんな、ここで最後でももめて、ほかのところからも同じことばっかり何回も繰り返して話すんだという意見が出たときに、じゃあ、それはそもそも論でまた別分科会でやろうねということで、みんなそれを納得したからその話は切り上げてきたわけですよ。そういうときに、そもそも論はこの協議会の中ではやりません、別のところでやってください、説明はしますよと言っていただければ、私たち、この場で、だめなものはだめでずっとやらさせていただきましたよ。そういうことのときにとめないで、今、要綱で決まっていると言っている。私たち、要綱をつくるときには、3市のごみのことについては話し合えるということで、そもそもどうして建てることになったかとか、これからもしかしたら建てることがおかしいということになったら建てないで済むかもしれないじゃないですか。そういうときに、今やっている環境影響調査のお金ももったいないよねということも協議会の中で出ていますよね。もったいないけれど、そもそも論は後からやるんだからいいよねということで、その場はおさまっていると思うんですよ。その場がおさまったときは何にも言わないで、今になって、あれだからと言ってくるのはおかしくないですか。

【木村課長】

この協議会のお話ですけれども、先ほど説明させていただきましたとおり、要綱の中で建設に関して施設の姿ですとか環境について皆様と協議をしていくということで、それはこの場でも申し上げてきた内容だとは思っております。また、何もここで協議されていないというお話でございましたが、どうしてこの桜が丘なのかとか、その辺の話も皆様からのご質問に対しましてはお答えをさせてきていただいているというふうに思っております。確かに反対の方がいらっしゃるというのはもちろん承知しておりますし、いろいろな方がこの協議会にはいらっしゃいますので、私どもとしましても、計画を進めるために、もちろん、先ほども申し上げましたが、皆様のほうでその場をつくっていただければ、こちらのほうでもそこに出向いてご説明をさせていただきたいと思います。

【森口専任者】

まず、何でここになったのかということを今まで説明してきていますということに関して、その説明内容を誰もここで納得していないんですよ。それを打ち切っているわけですね。 その打ち切られたことについて、後で話すと言うから我慢しているんですけれど、今、後で 話させないと言って、あなたたちは説明してきたと言うのであれば、その説明してきたことについて、今ここで、それがおかしいということを言わさせていただいてよろしいでしょうか。

【木村課長】

ですので、後で話すというのも、この協議会の場では要綱にもうやることというのは載っていますので、そういった場をつくっていただければ、そこに行って、ご説明はさせていただきます。

【森口専任者】

説明をしに来てほしいと地域の住民は言っているんじゃないんです。あなたたちの説明は何回聞いても、4団体は、私たちはこういう方針ですと言ったらば、それ以外のことは出てこないでしょう。3回聞いたら3回ともそこに書いてある文章を読むだけの説明に来てほしいとも思わないし、それを私たちにもう一遍聞かそうというのは、お金ももらっていない私たち市民の時間を無駄に使うだけでしょう。ですから、こういう場で、きっちりここがおかしいということの発言を会議録に残して、それをほかの方に見ていただく必要があると思いますよ。

【小川代表者】

さっき要綱に書いてあると言っていますけど、私、準備会から参加していますけど、準備会だって相当、要綱の問題について議論しましたよね。それで、結論が出ないまま第1回の協議会が始まりました。要綱は誰も認めていないんですよ。建設ありきか、その是非を問いながらやりましょうと意見を言ったにもかかわらず、要綱は一方的に建設ありきだと、そういうふうに押しつけられました。それで、協議会の中で反対の意見も言っていい、参加してもいいという話で私は参加しました。そんなことをどんどん推し進めながら、要綱が決まったのはいつですか。それで、準備会のとき、要綱も全部、地区委員会の方で協議して要綱を決めましょうと言いながら、要綱は建設ありきだと一方的に押しつけてきたんじゃないですか。そして、後で修正とかなんとか、要綱をつくって、だーっとなってきたんですよ。そして、さっきおっしゃったんですけれども、反対の方もいらっしゃると言うけど、ほとんど反対しているじゃないですか。反対の方もいらっしゃる、じゃないんですよ。その意見を酌んで、そもそも論も話しながら、いろんな話をしながらやらなきゃいけないじゃないですか。4団体の合意内容も反故にして、新しく合意をまたつくって、それで推し進める。こんな強引なやり方、ありますか。周辺住民をばかにしていますよ、ほんと。

それで説明するのは、さっきおっしゃったんだけれども、一方的に同じことを繰り返して 読むだけじゃないですか。その点に対しても合理的な理由は一つもありませんよ。今まで何 回も説明なされたけれども、一つも納得していません。不透明だし、合理性もないし。ただ、 市有地であり、必要不可欠だというだけの話じゃないですか。それではこんなスケジュール をつくったって、強引に進めるだけで、一方的ですよ。こんな地区連絡協議会なんか要りま せんよ。協議というのは、やっぱりお互いに相談して決めることだと思いますからね。

【片山参事】

このスケジュールは、皆様が示すようにということで、つくったものです。それから、今いただいたようなご意見は、自由にというわけじゃないですけれども、私どもは制限することはできませんので、そういう場に呼んでいただいて私どもが説明する以外にないわけです。それで、要綱がなければ、こうやって公費を使ってなかなかご説明できないので、要綱でお願いしています。要綱の中には、桜が丘に建てる資源物処理施設について住民との協議という内容になっていますので、分科会という言葉が、ここの協議会の下部組織なり関連組織だという考え方でない分科会であれば結構なんです。それを妨げることは一切私どもはできませんので、そういう場にもお伺いさせていただきますというお話はしているわけです。

【坂本専任者】

ウエストスクエアの坂本と申します。最初から参加しておりますけれども、霞ケ関あたりで話していると、政策能力のないやつはいつも箱物から入りたがるんだということなんです。基本的な事項については検討されておらずに、要綱をつくったからそれに従ってやるまでですとおっしゃいますけれども、要綱は法律でも条例でもないわけなんですよ。こんなものは、要するに、理事者がこれは変更しますとかやめますと言えば、それでおしまいの話なんですよ。法的な拘束力というのは要綱にはないんです。ですから、これは最初からやり直したほうがいい。それと、焼却炉が一番メーンになるわけですので、そっちのほうから入って、こんな枝葉末節的なところは、容り法に基づいてやると言っても半分近くは焼却しているわけですから、時代に即応して、要するに電力も足りなくなっているわけですので、サーマルに変えるとか、そういう一歩先を見た政策でないといけないと思うんですね。

それと、12月13日付の「3市共同資源物処理施設の姿について」の「いただいている 主な意見」というのがありますけれども、施設の高さ(24メートル)が高過ぎるとか、施 設が大きく圧迫感がある、焼却処理すれば不要な施設、委託処理のままでよい、購入した店 舗に返せば処理の必要はない、他の場所に建設すべき、他に適地があるはずというのが何一つクリアされていませんよね。私は、木村さんとか片山さんとかが……。

【片山参事】

ちょっと議題から外れます。そもそも論については、皆様の感情はそういう気持ちをお持ちなのはよくわかります。わかりますが、これは焼却場をつくる上においても、この施設がしっかりできていませんと、量も違います、カロリーも違います。どうなるかわからない。こんなことで焼却炉を具体化することはできませんので、そういう意味でも非常に大事な施設になってございますので、その辺は理解いただきたいと思います。単にサーマルにすればいいと言われて、例えば桜が丘だけサーマルにするとしても、あの場所では狭過ぎて、サーマル施設はちょっと難しいと思いますよ。

【坂本専任者】

ちょっと待ってください。私の話の途中、話されたので。桜が丘でサーマルができるわけないでしょう。全国で調べていただいたけれども、5,000平米未満のこういう施設があるところが全国でどこにありますか。それを調べてくれと言ったら、結局は出なかったじゃないですか。そういうことを平気でやった上に、今も論理的な矛盾がいっぱいありますよね。だから、今、廃プラスチックとかいうのは、3市でそれぞれやっているじゃないですか。何の支障もなく。それに莫大なお金を投じて、財政負担をして、市民に当然その財政負担というのは負担がかかってきます。それを全く無視して、こんなものをつくってどうするんですか。一番はやっぱり焼却施設じゃないですか。だから、政策的に言えば、焼却施設を頭に持ってこなきゃだめなんですよ。こんな末梢的なことをやったって、何の意味もないんですよ。こんな狭いところに施設をつくろうということそのものをまたぶり返した今の市長に対しては、もうかわってもらわなきゃしようがないねという市民もたくさんいますよ。だから、そういう政策能力のないようなものを進めてもらっても困るんです。

特に私たち、ここに出ている方はそうなんですけれども、マンションとかは、自治会もそうでしょうけれども、皆さんの負託を受けてここに代表として出ているわけですので、それを無視するわけにはいかないんです。何回も言っていますけど。だから、そこのところを十分に考えてくださいよ。私も20代後半には、東大和市以上ぐらいの予算は責任を持たされてやりました。でも、こんな政策のないことなんていうのは絶対通用しませんから。だから、もう一回振り出しに戻れということとか、小川さんとか森口さんがおっしゃっていることは非常に大事なことなんですよ。だから、このまま行くというのは、要綱に従って行くとい

うのはわかりますけれども、その要綱が間違っていたらどう責任をとるんですか。以上です。

【森口専任者】

今、片山さんが、これは大切な施設だからということをまたもっともそうに言っていましたけれど、廃プラ施設に関しては1,500トン焼却炉に入るごみが変わるか変わらないかです。後回しにしても大丈夫な、このままの状態で続けても1,500トンしか変わらないものです。前回の協議会の席でも小平市長の話を……。

【片山参事】

会長、ちょっと議題から外れていると思うんですけど、申し上げたいのは、じゃあ、サーマルにした場合にはそのごみをどこに持っていくんですか。それから、今、問題ないと言われていますけど、自区内処理が原則の中で、今、村山でプラスチックは処理されているんですよ。それも問題だとお感じにならないんでしょうか。皆さんの気持ちはよくわかります。ただ、それを燃やせばいいというわけにはいかないと思いますけどね。

【坂本専任者】

サーマルにこだわられるけれども、サーマルは一つの例なんですよ。最も重要な例ですけれども、村山で処理しているというのは、それは公設ではないじゃないですか。公設ですか。 公費を投じてやっているんですか。

【片山参事】

おっしゃる意味がよくわからないんですけど、公設でも委託でも施設は必要なんです。その施設があれば、付近にはそこで生活している方もおられるわけです。それはどこでも変わらないじゃないですか。

【小川代表者】

今現在やっているじゃないですか。何でわざわざ建てなきゃならないんですかと言うんです。

【坂本専任者】

片山さん、申し上げますけれどもね、じゃあ、それで今、比留間運送ですが、委託をやっていますよね、東大和と武蔵村山は。そこは生業としてやっているわけなんですよ。それの生業の茶碗をたたき落とすというようなことはやめてくださいよ。人道的に許されるものじゃないですよ。片山さん、あなたはもう明日から要らないから来なくていいよと言われるのと一緒ですよ。

【森口専任者】

自区処理と広域処理という言葉を使って、東大和が持っていないから、東大和のごみが自 区処理されていないという言い方をしますけれども、ここは広域処理でやっているわけで すから、3市の中でやっている以上は自区処理になるんですよね。何か自区処理の意味が、 それを言ったらば東大和市は焼却も不燃も自区処理を全くしていません。そのことに関し ては武蔵村山も同じですから、何か都合のいいときだけは広域処理で、3市が一つでここの 中でやればいいんだと言って、都合の悪くなったときは東大和は自区処理をしていますか という形になります。そういう話し方も変だと思いますよ。

【片山参事】

心配されて反対される方の気持ちは、私もずっと清掃工場にいまして、近隣の方々もいらっしゃいますので、わかります。わかりますけれども、反対の仕方として、私はいかがかなという意味で申し上げたんです。今あるからいいじゃないかと。いや、燃やせばいいじゃないかと。そういう議論ではなくて、本当にどうしたらいいかという本来の意味で考えていただきたい。

【森口専任者】

その意味で、どこかでみんなで話しましょうと言っているわけですよ。まず手続論としても……。

【片山参事】

ですから、そういう場をつくっていただければ、私どもも伺って、一緒の輪の中に入って 議論させていただきたいと申し上げているわけです。

【森口専任者】

そういう場がなぜ行政で持てないかと言っています。市民団体が今まで、私は市民のほうで陳情なり何なりしましたが、それがまともに通ったことがないです。なので、ちゃんと行政のほうでそういうものをやって、声を届けなければ届かないと思っているから、ここに座っています。それをまた、個人で、市民団体でもどこでもいいから勝手に声を上げろということで、この場ではやりませんということだったら、もう話にならないでしょう。

【片山参事】

ですから、ご意見は伺います。ただ、お答えできるのは、私ども今まで説明している内容で合意していますので、その範囲でお答えするしかないわけです。

【森口専任者】

ということで、片山さんたちなり行政側が説明に行きます、行きますと言うのは、決まった方の中でしかお答えするしかないわけですから、来ていただかなくても、同じことを何回 も繰り返されても時間の無駄ですので、結構です。

【小川代表者】

そうだよ。同じことばっかりしか言わないんだから。相談しようとしないんだから。

【森口専任者】

そう。それしか言えませんと言うのだから、やっても、説明しに行きますと言われたって 迷惑なだけで、私たちの時間は何だと思っているんだということですよ。で、要綱でこうい うふうに決定しているからとおっしゃいますけれど、要綱はピンポンする中で、私たちはこ ういう要綱にしてくださいと言う中で、組合側のほうが、あなたたちの書いた意味はこうい う解釈じゃなくてこういう解釈にしますという、そういうピンポンをしてきたわけですよ、 要綱の中で。最終的に私たちがどういうふうに書いても、これは建てるということの方向で 進めますという回答で終わっています。そういうときに、じゃあ、皆さん、建てるという方 向でいいですかという決議をとったわけでも、挙手をしているわけでもないですから、自己 完結してこの要綱はできていると思いますよ。 行政側の自己完結ですよね。 私たちが言った 意見に関して組合が、じゃあ、これはこういうふうにしましょうと直す。私たちがそれがま た気に入らなくて、それを書いても、じゃあ、これはこういうふうにしましょうとあれして、 最終的に自己完結ですよね。じゃあ、これじゃだめですからこうですねという、挙手でも多 数決でもとっていただいていませんからね。それがまず一番最初に、協議というものが何か ということでもめたことの一つでもありますから。今後この形で続けていっても、私たちに 言える意見はないですし、やたらなことをここで言えば、また市議会やなんかに、ここで姿 形について、こういう意見が出ましたので、ここの方は皆さんそういう認識で認めていらっ しゃいますなんていうことで使われるんだったらば、とても恐ろしくて、ここで発言する根 性はないですね。

【邑上会長】

ありがとうございます。まあ、ごもっともですね。まず、この協議会の要綱の話、当初から出てきている話なんですが、これを変えるということもできるんだろうと思っています。 もちろん、今、こちら側ですよ。組合側で言うと、当然、片山さんが言っているように、合意している内容で進めるからそうじゃないことはできないというのは、それはそれでもっ ともなんですね。こちら側は、それじゃなくて、反対しているんだから納得いかないねというのももっともですね。なので、今の話を進めるのは、多分今ここに来ている方は同じことを言うしかないですね、立場上。となると、やっぱりその話ができる方とお話しするしかないですかね。

【小川代表者】

だから、市長を呼べばいいんですよ。

【邑上会長】

ということで、3市長、または管理者の小平市長ですか。と、まずは協議をしたほうがいいですかね、今のような話を。この場でやるのかどうかは別ですけど。というのを提案というのは可能でしょうかね。

【坂本専任者】

会長は非常にいいことをおっしゃいました。この要綱というのは、憲法でも何でもなくて、法的拘束力もありません。理事者側が変えようと思えば変えられないことはないんです。3 人で判子を押していても、変えれば変えられるわけですので、そこのところでやはり理事者側と話さないと。木村さんとか片山さんとかもそっちのほうで守らないと、死守しなければいけないというのはよくわかるんですけれども、そうじゃないんだと。原点に返って本当に真実は何だと。現実的にはどう考えているか、市民はどう考えているかということの代表者の意見を聞かないと。何か要綱、要綱って、もう二の次には要綱で逃げていますし、パブコメでもあったように、片山さんがおっしゃっているように、意見は承りますって、承ってどうするつもりなんですか。承ってどう解決しようとしているんですか。何も解決できないでしょう。報告でもしているんですか。そこが問題なんですよ。

【邑上会長】

いかがでしょうか。管理者に対して、協議会の中ではこういう意見がありますと。まあ、ずっとあるんですけど。これはここで話をしていても解決できない。今の時点で解決できないので、一度その管理者とそもそもの話をしたいということになるんじゃないかなと思います。どうでしょうね。そういう現場からの情報を上に上げるということは可能ですか。その後で協議がされるかどうかはまた別問題ですけど、上げていただいて、アプローチをしていただくということは可能でしょうか。

【小川代表者】

いや、会長ね、要綱にも、意見が出たのは担当者が市長に報告するようになっているんで

すから。意見を。要綱の中でも。だから、それは可能だと思いますよ。

【木村課長】

3市の市長と組合管理者が出て、これまでも皆様とそういう協議をする場面というのは何回か設けさせていただいております。説明会などもそうなんですけれども、今、小川さんがおっしゃったように、こういう意見が出ていますというのはその都度報告をしておりますので、今回につきましてもご報告はさせていただきたいと思います。

【坂本専任者】

報告された、そのフィードバックがないんですけれども、全然。フィードバックしないと 話にならないじゃないですか。私たちは蚊帳の外に置かれて、その場でこうなっていますと いうことだけを話されても、出席されている方は誰も納得していないですよね。

【小川代表者】

私、今まで懇談会からずっと議事録を読みましたけれども、いろんな意見をして、懇談会のときにも反対が多かったですよね。その後の協議会でもそうですけれども、反対論が多かったんですよ。懇談会のときも、推進事業部ですか、推進係のほうで判断しますということで、それで終わっているんですよ。その答えが返ってきて、じゃあ、どうしましょうかというんじゃないんですよ。そこでもう一方的に決めていくんですよ。それで、尾崎市長が言った、必要不可欠だからという一言で、行政のここに座っておられる方はそれを守っていかなきゃいけないから、市長の言ったことを実現するためにやっておられるから、それは大変だと思いますよ。下からは突き上げが来るし、上からは抑えられるし、権力はないし。だから、さっき言ったように、じゃあ、権限のある市長を呼んでくださいと。そこでどんどんやりましょうよ。それで、その意見をさっき報告をしておられるとおっしゃっていましたけれども、その答えが来ないし。この間、またここで3市長が参加されたときにも、みんなぐるっと一言言って、それで終わりですよ。こういうような議論はやっていません。とことんまで議論していませんよ。

私、議会に行きましたけれども、議員の方が質問しても、市長は何とも答えませんよ。担当の課長と部長が話すだけじゃないですか。で、尾崎市長は、何が何でもやるんじゃない、意見を聞いてやるという話を。それがありますからね。市長も、自分がやるんだということであるんでしょうけれども、自分の今度の市長立候補ですか。何か後援会の記事に書いてありますけれども、この施設を建てるのがあたかもみんなが賛成して自分が建てるという成果みたいにやっていらっしゃるじゃないですか。何も成果じゃないですよ。強引に押しつけ

ておいて、勝手にやっておいて、それで自分の成果としていますよ。そんなことはありますか。私はそれに対してものすごく憤りを感じますよ。みんな、こんなに反対しているのに。 そういう意見です、私。

【邑上会長】

先ほどの協議の話、可能ですかという聞き方が、私、悪かったので、報告は管理者に上げるということでいいんですよね。管理者に上げていただき、協議をしたいという要望があるので、協議をしていただけるかどうかの回答をいただくということでお願いしたいと思いますね。よろしいですか。

【木村課長】

では、その報告をさせていただいて、その結果につきましてはお知らせしたいと思います。

【坂本専任者】

ちょっと質問があるんですけれども、先ほど片山さんのほうから他市に依頼しなければならないというお話がありましたよね。他市に依頼しなければならないごみ処理についてというのは、何を、どこの他市という意味でしょうか。

【片山参事】

先ほど申し上げましたのは、ごみ焼却施設の話です。今、中島町のその場所を基本に建て かえを検討していますけれども、ほぼ全部が今の事業用地として使っていますので、一部壊 しながらつくったりしなくちゃいけない。

【坂本専任者】

その間のということですね。

【片山参事】

その期間にどこかにお願いしなくちゃいけないと。

【坂本専任者】

建てかえ期間中ということですね。

【片山参事】

そうですね。

【坂本専任者】

わかりました。それだったら、よくわかります。

【片山参事】

それでは、いいですか、続けて。

【邑上会長】

ちょっといいですか。ごみの処理の、自区内処理という原則でという話が何回か出てきたんですけれども、これは自分たちの市なり何なり衛生組合なりで処理をしなくてはいけない、必須というわけではないですよね。

【片山参事】

いけないということはありません。原則です。

【邑上会長】

私も詳しく法律を見ていないので、ちらっと見ただけですけれども、よく理解できていないと、説明されて、そうなのかなと思ってしまうじゃないですか。ですから、当然そちらは本業なので当たり前だと思っていると思うんですけど、我々、皆さん本業じゃないので、そこはちょっと丁寧に説明していただく必要があるかなと思います。今の自区内処理みたいに、必須ではないわけですよ。だから、自分たちの市で出しているごみを自分たちの市で処理しないのは心情的にどうですかというのはわかります。ただ、法的にどうということでいうと、別に悪くはない。ですよね。法的に違法とかではないですね。ですから、ちょっとそこを勘違いさせられるような説明はあまりよろしくないかなと思います。

【森口専任者】

森口です。これを機会に、自区内というのは、3市でやっている中で、どこを自区内としますか。教えてください。

【片山参事】

済みません、専門用語だったみたいで。私の記憶の話ですけれども、昭和40年代の杉並清掃工場の建設にかかわって、やはり地元の方が大変な反対をされて、自分の区には焼却場がないのに、そのごみを埋立場に直接持っていっていたという事例があったんですね。で、江東区の区民の方が逆に怒られて、杉並区のごみは阻止するということで、収集車を通れないようにしたりと、そういう時代がありました。そのときに当時の美濃部都知事が言われた言葉が「自区内処理」と。自分の区のごみは自分の区で処理するのが原則ですよ、自区内処理の原則と。これは法律に条文化されてはいないんですけれども、法律の趣旨と相まって一般化してきたという言葉なんですね。それで、基本的には東大和市のごみは東大和市で処理するのが原則です。法律の趣旨によると、そうです。そうでない場合には、武蔵村山、小平と私どもを含めて3市、それでできない場合は埋立地のように25市1町、こういう形になっていくと思います。

【森口専任者】

では、今、自区内処理をしていないのは、東大和もしていませんが、武蔵村山もしていないということでいいんですね。

【片山参事】

今、自区内処理は3市ともできておりません。最終処分が日の出町ですから。

【森口専任者】

最終処分まで含めて自区内処理を考えなきゃいけないということですね。

【片山参事】

法律の趣旨はそういうことだと思います。

【森口専任者】

わかりました。

【邑上会長】

前半は、そもそもというか、反対の意見の話が続きましたが、一旦ちょっとここで切って、 先ほどスケジュールのほうの説明がありましたので、この中で疑問があれば、私みたいに、 これは焼却施設が入るんですねという話をしましたけれども、そのような疑問点が今の時 点であれば出していただいて、追記しなくちゃいけない内容があればしていただく、また説 明していただくということにまずはこのスケジュールに関してはしたいんですけれども、 今の時点で何か質問を出せる方はいらっしゃいますか。ちょっとしか見ていませんから、そ んなに質問は出ないかもしれませんが。

【森口専任者】

毎年「内示」という言葉が出ていますが、1年ずつ申請をするということですか。それとも、ここの変更手続をしたときに、前の分も出す。5年計画で出していますよね。5年計画で出していても、1年ずつにこのことについてこのお金をくださいという申請をして、提出して、内示をもらわなきゃいけないということですか。

【片山参事】

はい。毎年、年度ごとに内示は受けるというふうになっています。

【森口専任者】

それは毎年申請を出すということになるんですか。それとも、最初に出した5年分に対して順次おりてくる。

【片山参事】

そうですね。毎年申請して、毎年内示をいただくと。総額で合意というか、承認いただい て、当然金額も変わってくるでしょうから、毎年のことだと思います。

【森口専任者】

では、総額の内示は一番最初のときに、これでということでおりてくるんですか。

【片山参事】

そうですね。

【坂本専任者】

この5カ年計画というのは、環境省が出している申請に関する計画書ですよね。これは基本的なことで誰でも知っている話だと思いますけれども、財政法では予算単年度が原則ですので、その都度、年度がまとまらないと、その分についての予算の内示はできない。だから、5年に分けてあるという。単純なことなんですよね。それだけです。

それは別として、全体的なスケジュール案につきましては、私は、この3市共同資源物処理施設については焼却施設の後でもいいんじゃないかなと思うんです。こんなに急がなくても当然今も処理できているし、業者のほうもそれは処理できますということは話しておりますので、一番大きな焼却施設のほうから取り組んだほうがスムーズに行くんじゃないかなと思います。

それと、不燃・粗大ごみ処理施設は同じような27年度からになっていますけれども、これは今あるところで更新するということでこのような表になっているんでしょうか。

【片山参事】

前段の施設整備の順序なんですけれども、これはパブリットコメントでもたくさんそういう意見をいただきました。順序が、焼却施設が先じゃないかというのをいただきました。私どもはこの方法でやっています。資源物処理施設をまずどうするのか。それから、不燃・粗大ごみ処理施設をどうつくっていくのか。そこから出た残渣といいますか、言い方はあれですけれども、それを焼却しなくちゃならない量なんですね。私ども4団体は、焼却するごみをできるだけ少なくする、それだけの努力をして、その上で焼却施設を整備していこうというのがまず基本にあります。そのためにも、その上流側の不燃・粗大ごみ処理施設、資源物処理施設が重要な存在になっているわけです。たかだか1,600トンというお話をいただきましたけれども、プラスチックにつきましては、一般の可燃ごみの3倍、4倍のカロリーがあります。その1,300トンが3倍、4倍で効いてくるわけです。ごみが発熱量が高

くなるということはどういうことかというと、たくさん熱を出して、たくさん排気ガスをつくってということになりますので、炉の大きさが変わってきます。それから、発電の容量も、設備容量も、送風機も変わってきます。これは非常に大事な数値で、ごみ処理施設を設計するときには、トン数のほかに、ごみ質ということで、そのごみのカロリーがどのぐらいであろうかということを正確に予測しなくちゃなりません。そういう意味では大変重要な施設になっていますので、その点は一つお答えしておきます。

それから、不燃・粗大ごみ処理施設につきましては、ほぼ同じスケジュールで1年おくれで具体化を図る予定になっています。それをこのスケジュールに落としてございます。 以上です。

【森口専任者】

森口です。残渣について教えてください。残渣は不燃・粗大ごみでは出ますけれど、プラスチックでも残渣が出ますか。

【片山参事】

出ます。プラスチックは、汚れの落ちないものはもちろん入らない。きれいなものだけ入ってくるんですけど、原則はそうなんです。可燃ごみも不燃ごみも全部原則はそうなんですけど、不燃ごみにプロパンガスのボンベが入ってきたり、そういうことが残念ながらあるわけです。プラスチックについても、生ごみを入れちゃう方もいらっしゃいますし、それから、製品プラといって、おもちゃもプラスチックなので、間違えて入れるのかもしれません。そういうものも入ってくる。CDの円盤がそのまま入ってきたり、そういうことがあるそうです。

【森口専任者】

今、それに関しては、燃えるごみとして出している焼却ごみですよね。これからもしここに廃プラ施設ができた場合、きれいなプラスチックが1,600トンここへ来るか来ないかの差が焼却施設で受けるごみだと理解しているんですが、まずそこまで私の言っていることは合っていますか。もしできた場合には、1,600トン減るということですから、小平のここへ来るごみはきれいなプラスチックが1,600トンここに来ることになっていますから、そのきれいな1,600トンが今、焼却炉で燃していて、それについて残渣が出るのかなというのがちょっと。プラスチックは皆、燃えてしまうので、ちょっと疑問でした。それと、もし1,600トンのカロリーが何倍にもなるから炉の大きさが変わるというのであれば、どのぐらい変わるのかのあれも具体的にぜひ教えていただきたい。今日じゃなくて

もいいので。

【片山参事】

1,600トンって、差ですよね。小平分だけという。

【細谷課長】

済みません。今の1,500トンとか1,600トンというお話は、小平で今、軟質系のプラスチックが資源化できていませんので、それを燃やしている推計量がそれだから、廃プラスチックとあまり言いたくないのであれなんですけど、新たに3市共同資源物処理施設ができた場合にはそちらの量が増えるであろうということなんです。ただ、量といたしましては、基本構想の中で将来推計を行っております。その中では、容り法のプラスチックにつきましては、例えば、平成32年度の予測では全体で3,610トンという数字を出しておりますので、もしそれをサーマル、全部燃やしますよといった場合には、1,600トンという量が影響するのではなくて、3,610トン、この量が丸々焼却炉のほうに回されるという考え方になりますので、その点はちょっとご理解をいただきたいと思います。

【森口専任者】

それはサーマルにするか、しないかの場合ですよね。

【細谷課長】

その場合です。なので、今、森口さんの発言だと、サーマルになった場合の影響というようなお話でしたので、ですよね。燃やした場合にというお話だったので、ちょっとそこの量は違いますよというのを1点お話ししたかったのと、あと、先ほどの粗大ごみ処理施設についてなんですが、1点だけちょっとお話しさせていただきたいのが、現行の場所で更新をするということではなくて、こちらにつきましては今、小平市のほうで保有している清掃事務所、足湯と小平・村山・大和衛生組合の間にある施設。3市共同資源化事業のほうがうまく進んだ場合には、そちらのほうの用地を提供して、そちらに更新をするという形になっておりますので、その点はご理解をいただきたいと思います。

【森口専任者】

それはここがやることが条件ということでそういう話が進んでいるということですか。 条件闘争なんですか。

【細谷課長】

条件闘争ということではないんですけれども、3市共同資源化事業の中で、東大和市の今の現行のリサイクル施設で新たな、以前ですと6品目の資源物処理施設をつくりますよと

いうのが、昔で言う理事者合意という言葉で、3市の理事者が合意したということがありまして、その中の一つに、粗大ごみ処理施設についても本来だと、当初は、無理だとは思うんですけれども、東大和市の想定地のほうで実際には粗大ごみ処理施設のほうも併設でつくったほうがいいんじゃないかという話がございました。ただ、やはりあそこの面積が少ないから、じゃあ、それについては別の場所のほうがいいだろうと。その場合に、小平・村山・大和衛生組合のほうにある土地も限られていますので、あの中で粗大ごみ処理施設を新たに更新するのは難しいだろうということで、清掃事務所の用地がありますので、もし更新する場合にはそこが適地じゃないかということで、そちらのほうをやる場合には清掃事務所のほうの土地で更新を考えましょうという形がその中でうたわれております。

【坂本専任者】

坂本ですけれども、今おっしゃった点で、不燃・粗大ごみ処理施設については、今の小村 大の清掃地のほうでローテーションを組んだらやれないことはないという解釈でもいいわ けですよね。ここにあるのは27年度から計画に入っているから、当然そういうのを想定し た上でローテーションを組んで、その中でできることはできる……。

【片山参事】

おっしゃっている意味がよくわかっていないんですけれども、今ある私どもの土地ではできないので、小平市さんの土地の提供を受けてつくろうとしているのが不燃・粗大ごみ処理施設です。

【坂本専任者】

小川町にあるやつ。

【片山参事】

いえ、隣接して、小平市清掃事務所の用地があるんです。そこの用地を使わせていただいて、小平市はその清掃事務所を撤退していただくということで、この不燃・粗大ごみ処理施設の整備が計画可能になっているわけです。

【坂本専任者】

だから、今、27年度から着工しようとしていることについては、今の不燃・粗大ごみ処理施設はどうしていくんですか。ローテーションを。

【片山参事】

ですから、今の不燃・粗大ごみ処理施設は、清掃事務所に新しいのができましたら取り壊します。

【坂本専任者】

清掃事務所に新しいのができたらというのは、不燃・粗大ごみ処理施設がですか。どういう意味ですか。よくわからない。

【細谷課長】

済みません。今の、3市の基本構想をつくりましたよね。その中を読んでいただければわかるんですが、平成27年度から不燃・粗大ごみ処理施設となっているところにつきましては、これは清掃事務所で建てることを前提としています。

【坂本専任者】

ということは、同じ場所にということですか。

【細谷課長】

いや、清掃事務所です。小平・村山・大和衛生組合の今現在ある土地ではなく、隣接をしている、小平市が保有している清掃事務所の土地につくることを考えているということです。

【坂本専任者】

清掃事務所というのは、同じ敷地じゃないんですか。

【細谷課長】

敷地じゃないです。小平市のものです。

【坂本専任者】

だから、それは隣接している敷地なんですか。

【細谷課長】

隣接はしていますけれども、小平市が保有している。

【坂本専任者】

わかりました。基本的には利用できるということですよね。

【細谷課長】

いや、利用はできないです。それは小平市の施設ですので。小平市の施設を、要は今後3市で共同処理をしていく上で、今現行でやっている燃えるごみ、焼却炉と破砕処理施設、不燃・粗大ごみ処理施設がやっていますが、今の小平・村山・大和衛生組合の敷地内ではその二つを更新することは、不可能というか、できないだろうということで、不燃・粗大ごみ処理施設については、隣接をしている小平市の土地に新たに小平市が提供して整備をしてい

くということが方向としてうたわれてるということです。

【坂本専任者】

でしたら、そっちのほうを先にやって、3市共同資源物処理施設に取りかかることもできないわけではないですよね。ロードマップ上は。

【片山参事】

何回も説明させていただきますけど、施設を設計するためには、入口側の条件と出口側の 条件を決めなくちゃいけないですよね。入口側の条件があやふやなまま施設を設計するわ けにはいきませんので。ですから、一番上流側にある、ごみ減量施策はもちろんありますけ れども、その次に来るのは資源物処理施設、資源物処理施設の次が不燃・粗大ごみ処理施設、 そして焼却施設、それを順序立てて計画していくのが一番いい方法だと考えております。

【森口専任者】

前回片山さんがおっしゃった小平市長の考え方というのが、市民が安心してリサイクルをできる施設という場所をつくってからじゃないと、ごみの有料化はできないと。という発言で合っていますね。そう前回おっしゃいましたね。

【片山参事】

小平の課長がいる前であれですけど、前回申し上げたのは小平の有料化に対する考え方のことなんですけれども、小平では、有料化をするのであれば、リサイクルするしっかりとした施設なり、その場を市民がリサイクルをできる状態にしてから有料化を検討するという方向だと聞いているというお話をしたことで、だめとかそういうことではないです。

【森口専任者】

もう一つ、先ほどの小平の方に教えていただきたいんですけど、1,600トンが3,610トンになったのは小平市のごみだけで、もし3市のごみが全部サーマルになるといったときは3,610トンじゃなくて、これは小平のごみだけですよね。

【細谷課長】

これは基本構想の中の将来推計ですので、3市分の量です。

【森口専任者】

3市分ですか。

【細谷課長】

はい。3市分の将来推計で容器包装のプラスチック類が平成32年の予測では3,610 トンということですね。

【森口専任者】

あんまり増えていないということですよね、今と。小平だけで1,600トン、別のが出ていて、燃している分があって、そのほかにもあって、それでそのときにまだ3,610トンしかいっていないということですよね。わかりました。

【片山参事】

森口さん、スケジュールの話にしましょう。

【森口専任者】

はい。

【坂本専任者】

基本的には、このスケジュール表については、私どものほうの管理組合でも説明したんですが、到底こんなのは認められないよというのが大勢の意見なんですよね。それで、その中でも意見が出たのは、小平市と武蔵村山市というのは、ごみの有料化で減量化が、大体2割ぐらい削減できるということで、プラごみを全部燃やしても減量した分にも遠く及ばないというようなことで、何で小平市と武蔵村山市は、多摩26市ほとんどがもうやっているごみの有料化をやらないんだ、市長会でも決まったことを何でやらないんだということは、非常に話題になりました。やるべきことをやらないで、こういう箱物をつくるというのは信じられないという話でした。私も結構こういうことについては説明していますので、意見がよくわかるんですね。だから、パブコメに載っているような一つ一つの意見がやはり市民の意見なんですよ。

先ほど桜が丘に不燃・粗大ごみ処理施設もつくるようなお話があったんですけれども、そもそも、小松ゼノアですか。で、建物がほとんど、何だ、ここの空き地はというぐらいのときのプランニングでやって、それで進んでいる。そのときの考えがそのままなので、今見たら本当にびっくりしますよ。住宅地でしょう、周りは。ドイツあたりに行ったら、こういう住宅地には、キンダーガルテンといって、日本語に訳せば子ども園ですけれども、やはり桜が丘は非常に子どもが多いんですよ、小学生とか。特に東大和八小なんかの8割はみんな桜が丘から行っていますからね。桜が丘地区には小学校一つないんです。中学校もないんですけれども。そもそも10年も20年も昔の頭でもって考えているからこんな発想が出てくるので、東大和には本当に桜が丘のこの施設のところにはキンダーガルテンとか子どもがわいわい集まるような。五、六十人。大体規模があれくらいなので、5,000平米ぐらいなんですよね。一回りして3分から5分ぐらいで回る範囲ですけれども、非常にすてきな都

市計画だなと思いますよ。それがパチンコ屋とか、あげくの果ては市民広場に給食センターですか。もうコストの面は全然考える力がないんですよね。だから、こういうのにコストをかけてどうするんですか。もう一回基本から考えないとだめじゃないかなと思います。

ということを3市長にも話したいんですけどね。以上です。

【小川代表者】

このスケジュールに対して意見なんですけど、私はもうスケジュール自体が行政のほうでごり押しでやっているんですから、もうこれに対して、こうしろとか、これがいいとか、あれがいいとか、そういう問題じゃないと私は思っています。私たちの管理組合でもシンプルに考えて。イーストスクエアのすぐ隣ですからね。ああいうところに建てるとは何だと。まずそれを感情的、印象的にですね。そういう気持ちなんですよ。今までの経過を話しますと、やっぱりそれはだめだということはみんなの意見なんですよ。東大和にはそういうものはないから建てるんだという話とかいろいろしても、これは市とかじゃなくて、地区として考えて、すぐ横に煙突があって、ぼんぼん燃やして、こちらにも影響があるし、立川にも影響があるし、小平も影響あるし。小平は端っこだしね。お互いに共有しているんですよ。だから、そういう意味でみんな、何でこんなところにと。さっきおっしゃったんですけれども、給食センターもできるし。それで、また南側に東京都の警視庁の、あそこもまた犬の訓練所かなんかができるような話も出てきていますし、周り全部もうビルが建つんですよ。今、警視庁の官舎はできていますけど、それで囲まれて、その中にぽつんとできますからね。こういうところに何でつくるんだというのが大方の意見ですよ。

だから、そういう意味で、このスケジュールに対しては私はもう、行政のほうでやるんですから、それにあれこれと疑問点と言ったって、ただ行政側に利用されるだけの話ですから、これ自体に対しても私は納得していませんので、はっきり申しますけれども、私はこのスケジュールは何も関知しません。

【邑上会長】

ほかに何か質問がある方はいらっしゃいますか。

【森口専任者】

不燃・粗大ごみ処理施設は、前の基本構想案でのフロー図というのを見ると、資源物処理施設の様子を見て不燃・粗大ごみ処理施設の大きさやなんかが決まると書いてあるんですけど、どの辺をどうとると反映されているのか、教えてください。何となく意味、わかりましたか。

【片山参事】

何となくわかりますが、今回の基本構想で75トン規模が38トン規模まで抑制できるだろうということで反映できると思っています。ただ、これがまた推計をやり直します。スケジュールにあります施設の整備実施計画、こちらでまた規模を見直します。資源物処理施設も、それから予測もやり直しまして、一番近いほうが確かな数字が出ますので、それに基づいてまたこちらの施設整備の基本計画のほうで反映させていくと。

【森口専任者】

廃プラのほうのトン数とかそういうのと不燃・粗大ごみに運ばれているごみというのは、 私、認識として違うものだと思っているんですが、それがこっちの大きさに関係あるという ところを説明してほしいんです。

【片山参事】

容器包装プラスチックの一部は不燃ごみの中に入っている部分もありますし、資源化について言えばそういうことですし、あと、ごみの分別基準、こちらも見直していただくようになりますので、可燃と不燃とのやりとりも出てきます。

【森口専任者】

可燃と不燃とのやりとりとか、粗大ごみに入っている容器プラスチックもあるというのは、今分けていない小平のごみの範囲でということですね。

【片山参事】

主にそうですね。

【森口専任者】

そうすると、じゃあ、廃プラ施設ができて、規模が決まっていないうちに、廃プラ施設が稼働しなければ小平は分別して分けたりとか収集したりすることをしないとおっしゃっていますよね。その中で先に不燃・粗大ごみの申請やら設計やらが通っちゃっていて反映できると思えないというのが1点と、それと、75トンが35トンに減るということですが、今75トンで処理をしていると言いますが、今、75トン出ていませんよね。

【片山参事】

今、大体50トンぐらいですね。

【森口専任者】

今、50トンぐらいなんですか。

【片山参事】

はい。それが38トン規模まで下げられるということですけれども、予測を一緒に行いますので、また新たなデータをもとに予測を行いますので、実際に施設ができて幾ら減ったかを見てからつくるわけにはならないわけですけれども、計画段階での調整はできます。

【森口専任者】

その辺がどういうあれで計画段階なのか。何かこじつけでここができないとこっちは測れないと言っているだけで、ここができなくても計算できるんじゃないかと思ったので、質問しました。

それと、平成19年の調査報告書においての目標は55トン。不燃・粗大ごみの規模は55トンに減るということだったと思ったので、今もう50トンということはそれも減っていますよね。そういうことが減っているにもかかわらず、廃プラ施設ができないと不燃・粗大ごみのほうが小さくできないとかという言い方もずっと今までおかしいなと思っていたんですが、まだ小さくなるからそうしたいということでいいですね。

【片山参事】

そうですね。小さくするためにそういうふうにあります。それから、安定して継続した処理をするためには、やっぱり公設が必要だという判断をしておりますので、そういう意味での資源物処理施設が非常に重要になってくるわけです。

【小川代表者】

小川ですけど、さっき片山さんが公設でなければとおっしゃっていますけど、今まで比留間でちゃんとやっているんですよ。こういう廃プラは今でも需要が多いんですよ。これからも。ちょっと見学で見ましたけど、川崎の。あそこで、それを分解すると水素が出ると言っていますけれども、今年は水素元年ですよね。2015年が。水素の電気自動車もできるし、これから重要になってくると思いますよ。そういう意味で、何が何でも公設じゃなきゃいけないということじゃないと私は思いますよ。それをこじつけて。また、上流と言いますけれども、上流の、上流のって、何か私たち、ごまかされてる感じですよね。もっとやることがいっぱいあるんじゃないかと私は思いますけれども、どうですか。

【片山参事】

今、スケジュールのことでお話ししていますけど、スケジュールは先ほどご説明したとおり、資源物処理施設、不燃・粗大ごみ処理施設、その上で焼却施設の検討に入っていくとい

う手順でやっていくことで一致しておりますので、これで進めていきます。もちろん、小川 さんおっしゃるように、ごみの減量化というのは一番大事ですから、それもあわせて、3市 共同資源化事業というのはハード面だけじゃないので、そういう資源化施策についてもス クラムを組んで、4団体でやっていこうと考えております。

【森口専任者】

今からですか。今までやってきていないような言い方ですが。ここのスケジュールには書いていないですけど、何かやってくださるわけですね。

【片山参事】

ソフト面についてはですね。例えば、ハード面で資源物処理施設の中でそういう機能を持たせるとかという面もあるわけです。ソフト面の検討もあわせてこれから進めていきます。

【森口専任者】

ソフト面やなんかは先に進めておくべきじゃなかったですか。おかしいですよね。何かス ルッと聞き逃すと、かなり変なことを言っていますよ。

【坂本専任者】

政策がなくて建物を建てようとすること自体がそもそもおかしいですね。このスケジュール表というのは一回白紙撤回したほうがいいんじゃないですか。何回もそういう話がありましたけれども、そもそも全く分析されていないですよね。費用対効果。公設にするなんていうのは全く時代に逆行していますよ、はっきり言って。今、国でもどんどん、Private Finance Initiativeということで、PFI事業化していますよ。だから、これを公設してどうするんですか。本当に、時代錯誤も甚だしいかなと思います。だから、これはもう一度分析し直して、全部について分析し直して、それで新たなスケジュール案、これは3年でも4年でもおくれても全く支障ないじゃないですか。今やっていけているんだから。今さら慌ててこんなことをやる必要は全くないですよ。と、もう私たちのマンションではそういう意見で一致しておりますけれども。

【吉田代表者】

南街二丁目親交会の吉田と申します。私は最初からずっといたわけではありません。ただ、ここへ来て、何回か出ているうちに、この会は何の会なんだろうなと、はっきり言って、こういう疑問を非常に持ちます。きょう言っているお話も、またそもそも論が出てきていると。そういう話は市議会かなんかで言うならともかくも、この席でそういう話をしても全然解決にならないと思うんですよね。もう少し具体的にこの会の意味をはっきりさせて、皆さん

ご理解なさっていただいたらいいんじゃないかなと思うんですよね。私どもは決して、必要なものはやっぱりつくってもらわなきや困る。ただし、それは皆さんに迷惑のかかるようなものであってはならない。ですから、すばらしいものをつくってもらえばいいわけですからね。そういう前向きの建設的な意見でこの会を進めるなら意味があると思うんですけれども、今の状態だと、何のためにこの会をやっているのかというふうに、私、はっきり言って思います。もう出たくありません、はっきり言って。私どもは決して今の施設をつくること全ていいとは思いませんけれども、必要なものはやっぱりつくってもらわなきゃならないと、こう考えていますので、自治会としても別に反対している人はおりません。そちらのほうのご意見ですと、ほとんどの方が皆さん反対していると言っていますけど、そういう話をする場ではないんじゃないかなと、私はそう思います。以上です。

【森口専任者】

いつもこういう話でご迷惑をおかけして申しわけないと思っています。でも、この席に同 じ時間を有して座っていて、そういう考え方のある方に私たちのそもそも論をずっと聞い ていただくのは申しわけないことだとは思いますが、これは市議会でも同じ話をずっとや っていても空回りで、同じようなことばっかりして、市議会がやったから、ここがやったか らと言って、変わる回答が得られていません。ずっと傍聴に行っていますが。その中で、建 てることについて、資源化することについても、反対はしませんし、ただ、ここの場所に決 まったことに関しての、もう不透明さと、今までのやってき方がおかしいので、そういうこ とについて、建てる場所をきっちり最初から検討していただいて、諮っていただいて、ちゃ んと比較検討を、3市の市長がここを3市の応分負担だからと言って決めたことなどとい うのはどこにも書かれていないことですし、それが私たちが今までずっと出てきた説明会 で出てきています。そういう説明会で出てきたことを3市の市民は知りません。それなのに、 3市のほとんどのごみをこの中心であるところに集めようという計画が、この3市共同資 源化施設の計画で、3 市のごみ全部をここの地域に持ってくる計画です。 栄町の方でもにお いがしたとかしないとかということを気にされて、焼却炉からのにおいがしたとかしない とかということで片山さんと口論になった方がおられましたけれど、この場所は一番、煙突 から1キロとか800メートルのところはそういう一番濃いものは煙突から飛んでくると ころでもあり、当然、栄町の方なり、栄町というところはないですね、南街の方とかの場所 になるところです。そこにもう一つの施設を受け入れろということの決め方が不透明なの で、まずそういう不透明さをなくして、3市の市民なり何なりで場所の比較検討もされてい

ません。どういう土地にとって、どうやったらば、ここが幾らでという比較検討もされていなければ、ここの利点とかというのも比較検討されていなくて、ここが3市の中心であるからということを後づけの理由として言っていますが、最初に決めたときにそういう理由は全くありません。

そういうことをやってきていないので、そもそも論と言うとまた怒られますけれど、まず、どこの土地がいいかということを3市の市民がみんなで検討して、その場所でいいねということ、もしくは3市の市民が、例えば、やっぱり桜が丘しかなかったね、あなたたちの言っていることはわかるけど、全部でそうだねという結論に達した上でここにと決まったのであれば進めるという、岡田さんの言うところの、世界一の施設で、公害も何にもないものを建てようじゃないかという意見にも同意できます。場所をまずきっちり、こういうことになってやったという経緯をはっきりさせて、その上できちんとした場所の選定をし直してからこの話が進むべきものだと思っています。そのことがついていないので、施設を建てるならいいものを建てようと思っていらっしゃる方には申しわけないと思っています。

【田中代表者】

栄三丁目の田中です。今のスケジュール表を見ていますと、工事発注準備の段の2つ下のところ、実施設計という形になっていますけど、ここに「本契約(議会の議決)」と書いてあります。本契約をするときに議会の議決をもらうのか、先に議会の議決があった上で本契約に踏み切るのか、その辺がちょっとはっきりしていないんですよね。

それと、もう一つ聞きたいのは、この施設をやるに当たって、東大和市議会、それから小平市議会、武蔵村山市議会、決は出ているんでしょうか。桜が丘のこの場所につくりましょうという。議員全員が賛成して進めていますという話なんでしょうか。これを見ると、本契約の段階で議会の議決をもらえばいいというような書き方ですよね。それまでは進めちゃおうというような書き方に見えるんです。これは私だけでしょうか。

それからもう一つ、施設をつくるに当たって、私どもの岡田もそうですし、私もそうです。 やはり、できるんであれば、本当に周りに迷惑がかからないような、よい施設をつくるのが 一番いいんじゃないのということで最初からも言っていましたし、私もそう思っています。 というのは、どこへ持っていったって、その近所の人は絶対反対しますよ。最初に言いまし たけど。自分の家のすぐそばにごみの施設ができますよという人で、ああ、どうぞどうぞと 喜んでいる人は一人もいないはずです。市長だって、自分の家の庭にごみ処理をつくります よと。あるいは議会でも、原発もそうです。国会議事堂に原発をつくればいいじゃないかと、 私、言ったことがあります。議員が大勢いるんだから国会議事堂に原発でいいじゃないか、 東京都、そこにつくりなさいよということを私も言ったことがあるんです。今、福島がそう ですね。浪江がそうです。みんな迷惑しています。でも、それは本当にこれでいいという話 で一番みんなに迷惑がかからない話を選んだ結果が第一原発です、福島の。でも、必ずその そばに人はいたわけです。反対していました。でも、できちゃった。

これも同じです。議会の議決をもらってからやるべきものじゃないかなと思うんです。その上で予算が決定されて、全てのものが進み出すと。これ、当然のことですよ。議会というのは何かというと、私たちの代表です。私たちの代表が論じ合って、話し合って決定したことです。で、ここでまた市長選があります。もし市長がかわったらまたどうなるかわからない話なんですかということなんです。それを踏まえた上でこういう話を進めていく。ですから、本当に住民全てが、絶対100%みんなの意見がまとまるなんていうことはあり得ません。どこの国でもそうです。51%で決定です。49%でだめです。じゃあ、どこまで、50対50だとわからないということになる。そんなことで、ぜひこの辺の議会の議決という部分も説明していただければと思います。

【片山参事】

議会の議決は、全てといいますか、例えば一番上の生活環境影響調査の現況調査、今もう 既に着手しておりますけれども、これも議決をいただいております。予算の議決をいただい ております。このように何か事業をするときには予算という面で議決が必要になってござ います。その上に、この入札契約・仮契約・本契約のところには、契約するには議決案件と なっているということでございます。基本的には予算は全て議決いただく。繰り返しになり ますけど、それに加えて、契約するときに議決が必要だということでここに書いてあります。

【森口専任者】

私は衛生組合の定例会の議決されるときに傍聴に行きました、予算の。そのときには、各 市議会議員が4人ずついらして、1人、東大和市の方は議長さんをしているので、議決には 加わりません。そのときの東大和市の方3人は議決に反対いたしました。地元の私たちの代 表は東大和市議会議員ですよね。その方たちが、一番衛生組合の議会で衛生組合のことに関 して詳しい方たち3人が反対なさいました。だけど、議会は4人ずつで、東大和市は1人議 長が抜けるということで、いつも何回でも東大和市議会議員は反対しております。それなの に、多数決で負けて通っている形になっています。それなのに、地元住民の理解を得るのは 衛生組合の議決をもってやっていると、小平市長はこの前の一番最後の説明会でおっしゃ っています。だけど、私たち地元住民がどこかということをきっちり言えば東大和なので、 まず組合議会は私たちの言うことも聞かなければ東大和市議会議員の意見も聞いていない で、代表の意見も無視してやっているということです。

【片山参事】

済みません、補足させていただきます。ここに記入してある本契約の括弧内の議会の議決 というのは、組合議会の議決です。その他の事業についても、これは組合の事業としてやっ てございますので、組合議会の議決でございます。

組合議会について説明しますけど、各市から4名ずつ選出いただいて、小平市、東大和市、 武蔵村山市ということで、議長さんを東大和市の議員さんがやられている、副議長さんを武 蔵村山市の議員さんがやられていると、こういう状況です。

【坂本専任者】

済みません、ウエストの坂本ですけれども、今、田中さんがおっしゃったのはすごくごもっともなお話だと思います。基本的には議会制民主主義ですので、日本は。市議会で決まらない事項は予算は一銭たりとも出せないというのが原則ですね。ですので、2市が合意しても、市議会で承認されなかったら予算は出ません。したがって、お互いに分担金とか負担金があると思いますけれども、例えば20億で、じゃあ、東大和は5億負担してくださいといったときに、議会の承認を得なければ5億というのも出せなくなるんですね。ですので、予算の裏づけは非常に、賢い議員が多ければいいんですけれども、中には能天気な議員もいますので、そういうのはつくってもいいと言うかもしれませんけれども、当然こういうのができれば市民に負担がかかってくる。負担がかからなくても、その分、例えば保健衛生費とかが削除されてくるわけですよね。だから、コストを考えろという話なんです。

もう一つ、参考までに申し上げますと、そもそも資源物処理施設の話が上がった5年くらい前に、今の施設は廃棄物処理法違反、それから消防法違反、建築基準法違反、要するに無届け建築だったんですね。要するに、法令違反のオンパレードだったんですよ。私は建築基準法違反の顛末書を市長が出したのは見ました。非常にお粗末だなと、あってはならないことをやっている市だなということで、非常に東大和市には幻滅しました。

それと、じゃあ、その後どうなったかといったら、今、桜が丘暫定リサイクル施設にある プレハブは、課長はよくご存じだと思いますけれども、10年間のリース契約を結んでいる んですね。だから、3,000万ぐらい、10年で契約しているはずです。リース契約とい うのは、もう5年経過しているので、多分280万から300万ぐらい毎年市民の税金から 払っているんですが、ここで、じゃあ、取り壊しましたと言ったら、残りの1,500万と いうのはどんと業者に損害賠償で払わないといけない。リース契約ってそういうものなん ですね。それまでやってやるのかというのが一つはあるんです。だから、あと5年ぐらい残 っているリース契約の満期に完了しても十分やっていける話じゃないかと、その後にこの 廃棄物処理施設を考えればいいんじゃないかと、財政的にも法令的にも考えればそうじゃ ないかというのが、私が前から持っていた意見です。当然、こんなものをつくれば市民に負 担がかかってきますので。じゃあ、ちょこバスじゃないけれども、1,000円の利益を出 すために10万円の市税を投じるかという話になるんですね。例えば30万円の、今処理し ているのを、お願いしているのを、3,000万円出して本当にこれをつくって負担させる か。ずっとこれは毎年の話になりますので、そういう財政的な裏づけもあるわけなんですよ。 だから、非常に私は反対しているし、私たちはもう片足を棺桶に突っ込んでいるから、も うそんなにないんですけれども、桜が丘地区というのは非常に子どもたちが、日本の将来を 背負って立つ子どもがいっぱいいるわけなんですよ。だから、こんなものをつくらせてはな らないというのが当然市長は考えるべきじゃないかなと思うのに、こういう話が出てきて、 政策立案能力がないんだなというのはつくづく感じていますよ。ですので、田中さんがおっ しゃったのは非常にごもっともだと思います。だからこそ、市議会議員にもっとしっかりし てもらわないと困るわけなんです。私たちが幾ら反対しても、決定権があるのは議会ですの で。以上です。

【邑上会長】

ありがとうございます。それでは、もともとの終了時刻を過ぎてしまったんですけれども、 今日、組合とお話をしておきたいところ、生活環境影響調査に関して説明があるので、ちょっとそちらに移りたいと思います。

その前に、先ほど、賛成だとかいう話、賛成というか、必要だったらという話がありましたけれども、必要かどうかというのは、当然行政側はそういう説明をしていますが、必要かどうかという資料が十分提示されていないという認識だと思います。多分、森口さんとかはそう言われていると思います。私もそういう認識なんですね。で、必要だということが提示されて進めるのであれば、まあ仕方ないねと。感情的な部分は別として、仕方ないねとなると思うんですけれども、今そこに至っていないので、きちっとそこをやっていこうという話を森口さんとか小川さんからずっと言われているかと思います。ですので、必要だということが誰の目にも明らかになるようにこの場で情報を出していくということが必要なのかな

と思います。

【森口専任者】

想定地の選定についてもお願いします。

【邑上会長】

そうですね。前にお話があったのは、想定地はどうやって選定されたかという明らかな資料の提示がないんじゃないかという話がありまして、その辺をまずはやろうという話をしていたかと思います。そもそもで言うと、本当に廃プラの処理、今考えている施設が要るのかというのがあるので。要らなければ想定地もどうでもいい話なんですけれども、そこを、なぜ必要なのか、なぜ公設なのかというところですね。今は理事者が合意しているという話になっているんですけれども、やりましょう、やりますでは、誰も納得できないですね。こういう理由があって、やります、必要ですということがなくてはいけないと思っていますので、それはこの協議会の中で明らかにできるという話だと思っていますので、それは今後進めていければいいかなと思います。その結果、本当に必要であれば、それはやればいいと思います。

ということで、ちょっと長くなってしまいましたけど、今日やらなくてはいけないことを 1点やって、それで終わりにしたいと思います。

【片山参事】

ちょっとお時間が経過した中で、大事な話なんですね。これを皆さんにしませんと、皆さんの不利益になると思いますので、よく聞いていただきたいと思います。生活環境影響調査の現況調査のことです。既に私どもで計画し、皆様にご説明した内容で契約が整いました。

調査の内容なんですけれども、大気調査については5地点、廃棄物運搬車両による影響については1地点、気象の状況については1地点、それから騒音調査、振動調査、悪臭調査については9地点、交通量調査については5地点ということで、これらの地点を、春の調査を4月にやりたいと考えておりますので、皆様の自治会等の場所の選定を仮にしておりますので、ご協力をお願いしたいということでございます。スケジュールのほうは、春季調査が4月、夏季調査が7月、秋が10月、それから冬が、年を越えまして1月、このような予定でそれぞれの調査事項について調査をしたいと思います。

ちょっと時間がないので端折って説明しますけれども、こちらが調査地点として今考えているところです。破線で丸をしているところ、1カ所、2カ所、3カ所で、イーストスクエアさんについては垂直方向ということがご指摘ありますので2カ所ということで、合計

5カ所で考えております。それから、振動、騒音については敷地境界の4カ所で考えております。

次に、施設の廃棄物運搬車両の関係なんですけれども、交通量調査、つぶれた「H」みたいになってございますけれども、1カ所、2カ所、3カ所、4カ所、5カ所ということで、武蔵村山市さんの車両は比較的、桜街道を上ってきて、ここを通過するであろうと。それから、小平市さんの車は東大和駅の方向からこの場所を通過するであろうと。また、搬入道路として、一本手前の、これはプラウドさんのところですかね。プラウド自治会の道路を通ってから入るルート。それから、メーンは北から入るルートでございますけれども、一部、こちらの駅前のほうから一方通行で進入して、南から北上するルートも考えられるということで、5カ所設定しました。

それから、悪臭調査なんですけれども、全部で9カ所。プラウドさん、末広二丁目さん、森永の社宅。それから、この場所はできれば警視庁のあたりを考えていますけれども、こちらが東大和南高校ですか、ここら辺をお借りして1カ所。それから、グランドメゾン玉川上水さんなんですけど、ウエスト、センター、イースト、それぞれで1カ所。それから、イーストについては上下方向で2カ所ということで考えております。この場ですぐにどうのというわけにはいきませんけれども、末広二丁目の自治会についてはできれば吉田さんのほうと調整させていただいて、どこか場所を確保してできたらなと思っています。それから、プラウドさんについては、西永さんか光橋さん、こちらと個別に相談させていただいて、場所を決めていきたいと。それから、グランドメゾン玉川上水さんについては、イーストについては小川さん、センターについては本合さんか森口さんですかね。それから、こちらは清野さんか坂本さんということで連絡をさしあげて、もしよろしければ場所を提供していただきたいと思っております。時間があまりないので、きょう会議でよろしければ、その後、個別に調整させていただいて、もし無理であれば全て敷地境界で持ってきて、そちらで測定をしようというふうに考えております。

ちょっと時間がない中で舌足らずでしたけれども、生活環境影響調査の現況調査を行う、 それについては皆様の場所をお借りしたいということでございます。

【森口専任者】

これ、生活環境影響調査の場所とかなんですが、こういうのに協力すること、今、これは あなたたちの不利になることですからよく聞いてくださいということで私たちは聞きまし た。でも、この生活環境影響調査が、また議会とかそういう場所において、住民が納得して やったものだからこれで理解を得られているというような使われ方をするのであれば、私 たち、不利になりますよと脅かされたのでやっているようなものなので、そうですよね。

【片山参事】

いえいえ、そういう意味じゃありません。不利になると申し上げたのは、時間がありませんので、もし皆様と協議が整わないと、全て皆様の意見が反映されずに私どもの考え方で測定することになりますので、そういう意味で不利になりますよというふうに申し上げました。

それから、森口さん、そのようにおっしゃっていますけど、私ども一切、この生活環境影響調査についても、承知はしていただいていると。決して納得していただいているとかそういう説明は一切しておりませんので、そういう意味でこの協議会を、利用しようと言ったら変ですけれども、そういう形はとっておりません。しっかり説明をして、できるだけ多くの方の理解をいただいて実施したいというのが私どもの考えでございますので。

【森口専任者】

私たちが承知しようがしまいが、しますよということをいつもおっしゃっていますよね。 それで合っていますよね。

【片山参事】

反対の意見はおありなのはよくわかりますけれども、スケジュールがございますので、その中で説明をしながら進めさせていただきます。

【坂本専任者】

このスケジュールのプランニングをもう一回見直した上で調査をやっていただくということでいかがでしょうか。

【片山参事】

スケジュールはこのとおり考えてございまして、既に契約も終わっております。具体的に、これはちょっと資料が間に合わなかったのでお示ししていないんですけれども、大気調査の場合はこのような装置がつくようになります。30センチと30センチ、高さが約1.6メートルですか、このような形です。キャニスターという、こういう丸い真空にした玉を置きまして、こちらに排ガスをここから吸い込んで、この中にためると。1週間ですから、1日で1個ずつつくっていくということで、それを分析室に持ち帰って測定をするという方法をやります。

それから、運搬車両の影響で、二酸化窒素、それから一酸化窒素、窒素酸化物、浮遊粒子

状物質については、敷地の中でやりますけれども、計画地内で電源を借りまして、このような小屋をつくって、2メートルの1メートルの2メートルですか。この場所でやりたいと考えています。

それから、気象についても、ちょっと今、隣の特養ですかね、あそこをお借りできたらな と思っているんですけれども、風向、風速、気温、湿度、このようなものを測りたいと思っ ています。

それから、騒音、振動については、騒音レベル、振動レベルということで、このような機 械を設置して、騒音、振動を測定するということです。

それから、皆さんに影響があるのは、VOCは先ほど申し上げましたこちらでやりますけれども、悪臭ですね。悪臭についてはこのような形で、22物質と、臭気濃度、臭気指数があるわけですけれども、22物質についてはポンプで引っ張りまして、液体に吸収させるもの、気体でそのまま捕集するもの、固体に捕集させるもの、いろいろあるらしいんですけれども、そういう機械を置いて、こちらでサンプルをとります。それから、臭気濃度、臭気指数につきましては、真空のビンを人が持っていますけれども、こう持っていまして、できれば皆さん立ち会いのもとのほうがいいと思いますけれども、においがするとか、一番標準的なときにコックを開けると、シュッと外気が中に入ってくるわけですね。それを分析室に持ち帰って、官能検査をやるというようなことをやります。これは9カ所ありますので、プラウドさんとか末広二丁目さん、グランドメゾン玉川上水の3管理組合の皆さんには立ち会ってもらうような形にしたいと思っております。

【坂本専任者】

ちょっと待ってください。これというのは、管理組合の理事会も通さないといけないし、 やっていいという承認も得なければいけないんですよ。だから、勝手に説明のとおりやられ ても困るんですよね。だから、契約するからには、その前にこういうような説明、契約した から後出しじゃんけんみたいな、そんな卑怯なまねはやめてほしいんですよね。やっぱりル ールというのがありますからね。

【片山参事】

ちょっと足早でしたけれども、一応説明は終わります。

【小川代表者】

だから、これを利用して、さっき発言がありましたけれども、何か周辺住民の人の理解を 得て、こういう説明をしましたということで、市議会にまた報告するんでしょう。それで、 やりました。もう、ごり押しじゃないですか。誰の意見も聞かないで。もう契約しました、 それで終わりですよね。最初から全部、全てがそうなんですよ。だから、合意形成ができないからこういうふうにもめるんですよ。そういう態度はやめてください。ちゃんと話を聞いて、一つ一つクリアして、納得して前に進めないと、進めないじゃないですか。だから私は、この件に対しては、さっき坂本さんがおっしゃいましたけど、管理組合で皆さんに諮って、 それで了承を得なきゃ、私の一存で今のところは申し上げることはできません。

【坂本専任者】

理事会、理事長であってもね、こんなことをやったら袋だたきに遭いますよ。そんなこと は許されないですよ。

【森口専任者】

まず現状、これをやった後で……。

【片山参事】

ですから、私も勝手にやると言っているんじゃなくて、提案申し上げて、協議をお願いしているわけです。

【小川代表者】

じゃあ、提案ですね。

【片山参事】

はい。

【森口専任者】

これの結果をもって……。

【邑上会長】

ちょっと待ってくださいね。前に一応お話はしていて、マンションの管理組合に関しては、 少なくとも理事会では話をしなくてはいけないので、時間が要りますよという話はしてい たんですけれども。なので、いきなりもう4月にやるというふうになっていて、今の時期だ と、ちょっとこれは無理で、契約の話はあるんですが、少なくともちょっとずれることにな ってしまうのはいたし方ないかなとは思います。先ほどの、どれぐらいのボリュームのもの をどういう時間置くとか、その辺の話を提示しないと、さすがに理事会でも何も検討できな いと思いますので、それを進めていただければと思います。

【坂本専任者】

で、こういうのはやっぱり文書で欲しいんですよね、今おっしゃったように。

【邑上会長】

そうですね。だから、文書でお願いしますという話はしていたんですけど、まずはこの場でお話しするということだったので、こういうふうになったと思いますけれども、こういう調査をするためにこういうものをこういう時間置くのでお願いしますという文書があった上でじゃないと、理事会は動きにくいので。自治会はわかりませんけど。ですので、そういうふうな進め方をしていただきたいなと思います。

【片山参事】

もちろん、今日文書を持ってきて、すぐお配りするとなると、これも失礼ですので、まずは、こんな考え方を持っていますと。で、できたら4月にやりたいということでお示しして、よろしければ協議をして、文書なり資料なりお届けをして、決めさせていただきたいということでございます。4月が一番いいんですけれども、やっぱり時間がないと思いますので、春ということで5月ぐらいまでずれるぐらいにはできるのかなと思っております。ですから、私は、これで大方よろしければ個別に自治会さんにお話をさせていただいて、自治会さんの要求する資料だとか条件だとかの調整に入りたいという資料でございます。

【森口専任者】

確認させてください。これの結果を報告することをもって、都市計画決定のときに、東大 和市が都市計画決定をするのには住民の理解を得るようにしなさいよという話を組合にし ていると言っていました。それに対して、片山さんは、この環境影響調査の結果を報告する ことにかえさせていただこうと思っていますということを発言されているんですが、これ を私たちが協力して、これが終わった後には、この結果をもって都市計画決定が通ってしま うという考え方でよろしいですか。

【片山参事】

全く別ですから、そういうことはありません。それに、理解を得ようとしていることじゃなくて、十分な説明をするようにということで言われているわけです。だから、説明をしたというふうには使わせていただきますけど、それによって理解が得られたとは申し上げ…、もちろん理解が得られれば申し上げますけど、現状ではそうは思っておりませんので、そのようなことは申し上げません。

【森口専任者】

確認します。東大和市は、十分に説明しろと言ったんですね。

【片山参事】

そうです。

【森口専任者】

わかりました。

【坂本専任者】

片山さんは契約についての前段階をもっと勉強したほうがいいです。こんなことをやったら大変なことになりますよ。

【邑上会長】

じゃあ、済みません。大幅に過ぎてしまいましたので、終わりにしたいんですが、次回なんですけれども、開催日程ということで、来年度の1年分の日付が入っている紙が入っていると思います。次回は4月11日(土)の19時からということで、こちらの桜が丘市民センターで場所をとっていただいていますので、その日時に行いたいと思います。内容は、ほとんど、今日予定されていたことができませんでしたので、この内容をそのまま引き続きやることになります。

【森口専任者】

施設見学会についての報告は、今まで昭和電工とほかのところも行っていますが、全部について報告できると思ってよろしいですか。

【邑上会長】

今のところは、前回お話がありましたけど、岡田さんから資料が出ていて、それに対して 説明していただくという予定になっています。

【森口専任者】

何か市議会で施設見学会やら勉強会をしているということも、とても何か私たちが賛成 しているような言い回しで使われていますので、ぜひそれを見に行って私たちがどう感じ たかということを各見学会ごとに一言ずつでも言わせていただけるようにお願いします。

【邑上会長】

言うのはもちろんいいですよ。ただ、そういうふうに市議会のほうで答弁されているということであれば、そのクレームは言った方にまずはちょっとしていただいて、今後そういうことを言わないようにという話をしていただければと思います。見学した結果というか、感想なり、まとめたものがあるのであれば、またそれは提示していただければと思います。

【森口専任者】

提出したものについて、ホームページにはアップされないんですか。私も岡田さんも提出 しておりますが、そうやって私たちから見学会に行ってきてこういうものを出しましたと いうものは組合のホームページに会議録やなんかと一緒に載せてはいただけないんですか。

【邑上会長】

資料を提示した方が公開していいということで、その資料って今回まだ使われていないので、次回使われるんだったら次回資料で出すのは問題ないですよね。なので、別にそれは問題ないです。

【森口専任者】

わかりました。

【松本課長】

1点だけいいですか。森口さんのほうから何か、私的にはちょっと心外だったんですけれども、私ども市議会のほうでの一般質問の答弁の中で、確かに私自身が少なくとも今回の生活環境影響調査の現況分、これについては理解いただいているというふうには答弁はしています。そこについては間違いないと思っています。でも、それはあくまでも現況調査をやることについては理解を得ていただいているということであって、この事業全てについて理解をいただいているという答弁をしたつもりはございません。

それと、あと、うちのほうの環境部長のほうで、確かに一般質問の中の答弁で、勉強会、要するに学習会ですね、施設見学会、そういったものを行っているという発言をしたのは、あくまでもそれは皆さんに私どもが丁寧な説明をして一定の理解を得るための一つの手段としてこういうこともやっているんだということで答弁をさせていただいたのであって、それを実施したから理解をいただいたという形では答弁はしておりませんので、そこはよろしくお願いいたします。

【小川代表者】

そうしたら、そういうように報告して、なかなか理解が得られませんでしたと結果を言ってくださいよ。

【松本課長】

で、そもそも論の大前提として、一般質問のときに傍聴に来ていただいたので、もしかしてそこは聞き漏らしたのであればここで改めてちょっと確認のために言いますが、私も部長も、そこは、この協議会の委員の皆様も含めて地域住民の方全てにご理解をいただいてい

るという答弁、認識も持っておりませんので、よろしくお願いいたします。

【邑上会長】

それでは、遅くなりましたので、今日はこれで終わりにしたいと思います。皆さん、どう もお疲れさまでした。また次回よろしくお願いします。